

令和2年度相談支援体制の見直しについて

令和2年10月これまでの障害者相談支援事業を強化する形で各区に1か所ずつ障害者基幹相談支援センターが設置されました。同時期に拠点も2か所増設されました。地域自立支援協議会の体制についても強化されました。

具体的な見直しの内容については次のとおりです。

(1)障害者相談支援事業等の見直し

運営時期	～令和2年9月末	令和2年10月～
事業名	(1)障害者相談支援事業 (2)知的障害者生活支援事業	障害者基幹相談支援センター
設置数	(1)6か所 (2)1か所	各区に1か所ずつ 計6か所
人員配置	(1)障害者相談支援事業 相談員(1人以上は社会福祉士等の有資格者) 3人 ×6か所 計18人 (2)知的障害者生活支援事業 相談員(有資格者) 1人 ×1か所 (1)+(2)計19人	①専門職(全員が社会福祉士等の有資格者) 中央区： 5人以上 、美浜区： 3人以上 、その他の区： 4人以上 計24人以上 ②事務職：各区： 1人以上 計6人以上 ①+②計30人以上
兼務	特定相談・障害児相談支援事業と兼務可	特定相談・障害児相談支援事業との兼務はR3年度末までに解消
開所時間	各事業所によって異なる	月～土 9～17時 ※緊急時は電話連絡に応じる体制を確保
相談	一般的な相談	一般的、 総合的、専門的な相談(すべての障害種別に対応)
相談の対象者	各事業所が 市民(市内全域)を対象 に実施	原則として各区のセンターが 各区民を対象 に実施
協議会の運営	2区毎に 地域部会、相談支援事業所意見交換会を運営	区毎に 地域部会、相談支援事業所意見交換会を運営するほか、 各区輪番で運営事務局会議を運営し、地域の障害者の支援体制整備に主体的に関与
その他	特になし	区内の相談支援事業所への助言、指導や、地域の児童や高齢等の障害福祉分野以外の支援機関との連携強化の取組を実施

(2)地域生活支援拠点の増設

開設	法人名	事業所	特徴
平成29年4月	(福)あしたば	中野学園	知的障害に強い
令和2年10月	(福)宝寿会	若葉泉の里	身体障害に強い
令和2年11月	(福)ワーナーホーム	フジエール・鎌取相談支援センター	精神障害に強い

・ 人員体制は、各拠点ともに管理者1名・コーディネーター1名・事務補助1名
 ・ 3拠点とも全ての障害種別に対応するが、強みの違う法人へ委託
 ・ 令和2年9月まで中野学園では**若葉区、緑区の区民を対象に実施**していたが、**10月からは2拠点（11月からは3拠点）とも市民（市内全域）を対象に支援を実施**
 ・ 3拠点とも緊急受入及び体験利用のための空床を2床確保

(3)地域自立支援協議会の体制強化

1. 運営事務局会議の運営主体が、**市直営から各区障害者基幹相談支援センターの輪番制へ変更**
2. 地域部会及び相談支援事業所意見交換会が**2区毎から1区毎へ組織変更**
3. 相談支援事業所意見交換会→各区基幹により**2か月毎から毎月開催へ変更**
4. 委員構成の見直し
 - (ア) 障害者相談支援事業者及び知的障害者生活支援事業者から**各区障害者基幹相談支援センター事業者へ変更**
 - (イ) **全体会及び運営事務局会議に拠点コーディネーター、千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議委員が加入**
 - (ウ) **全体会、運営事務局会議及び地域部会に(福)千葉市社会福祉協議会が加入**

